

< アスベスト廃棄物処理の概要 >

特別管理産業廃棄物

飛散性アスベスト(廃石綿等)

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業等により発生したものをいう。

石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの

大防法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの

輸入されたもの

例 吹付けアスベスト除去物、保温材等

収集運搬(令第6条の5第1項第1号)

- ・他の廃棄物との分別
- ・廃棄物が飛散、流出等しないよう措置を講じる 等

保管(則第8条の13第1項)

- ・周囲に囲い
- ・表示
- ・他の廃棄物との分別
- ・梱包すること等当該廃石綿等の飛散防止要な措置を講じる 等

特別管理産業廃棄物

中間処理(令第6条の5第1項第2号)

- ・廃石綿等の処分又は再生の方法は、廃石綿等を溶融設備を用いて溶融する方法とする。

溶融処理

産業廃棄物

埋立処分(令第6条の5第1項第3号ル)

- ・廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、耐水性の材料で2重に梱包するか、又は、固形化すること。
- ・最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。
- ・海洋投入処分の禁止

産業廃棄物最終処分場

(管理型)

埋立処分(令第6条第1項第3号ラ)

- ・溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること。
- ・海洋投入処分の禁止

産業廃棄物最終処分場

(管理型・安定型)

産業廃棄物

非飛散性アスベスト(建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず)

飛散性アスベスト以外

例 石綿スレート、石綿管、パルプメント板、ビニールタイル等のアスベスト成形板

収集運搬(令第6条第1項第1号)

- ・廃棄物が飛散、流出等しないよう措置を講じる 等

保管(則第8条)

- ・周囲に囲い
- ・表示
- ・廃棄物が飛散、流出等しないよう措置を講じる 等

産業廃棄物

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

- ・他の廃棄物との分別
- ・表示
- ・散水等飛散防止措置
- ・極力、破碎を行わないこと